

IV 資 料 編

- 資料 1 避難所としての学校施設の利用区分表の作成＜P87＞
- 資料 2 震度階級表（抄）＜P88＞
- 資料 3 避難所・関係機関一覧／災害ダイヤル・災害 Web 掲示板＜P89＞
- 資料 4 地域避難所防災倉庫備蓄品一覧＜P95＞
- 資料 5 備蓄倉庫一覧＜P95＞
- 資料 6 防災マップ＜P97＞
- 資料 7 防災無線の基本操作（半固定型、携帯型、FAX）＜P98＞
- 資料 8 自然宿泊体験教室事業における施設の防災対策について＜P103＞
- 資料 9 避難行動要支援者名簿の地域避難所への配備＜P104＞
- 資料 10 弾道ミサイルに関するJアラート発令時の幼児・児童・生徒の登校等の対応について＜P105＞
- 資料 11 避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【暫定版】＜P107＞

東日本大震災の教訓⑦ 「これがあればよかった、、、」

—東日本大震災における学校等の対応等に関する調査報告書 被災3県2,617校調査回答
「参考資料 自由回答記述集 地震による被害状況と対応について」（平成24年3月文部科学省）
より抜粋—

【帰宅困難な児童生徒が発生した際に必要となる対応や備品など】

- 水、飲み物、非常食、乾パン、インスタント食品、缶詰、おやつ、塩、みそ、梅干し等
- 暖房器具
- 毛布、防寒衣料等の防寒用品
- 乾電池、懐中電灯、発電機、発電用ガソリン等
- 寝具、紙コップ、紙食器、洗面用具、タオル、衛生用品などの日常品
- 水洗トイレ用の水、使い捨てトイレ、トイレトーパー等
- ガスコンロ、簡易コンロ用ガスボンベ
- 携帯電話の充電器
- ラジオ
- 照明器具、投光器、ろうそく、マッチ、電子ライター
- 風雨や寒さを凌ぐための建物
- 防寒に必要なテント類、シュラフ、毛布、布団
- 衣類、着替えの下着、靴下、運動着等
- 医薬品、応急処置用薬品セット、包帯、さらし、マスク等
- 非常用の倉庫
- ハンドマイク、トランシーバー
- ヘルメット、担架
- ビニールシート、ロープ、ブルーシート、ござ、段ボール、古新聞紙、雨具

避難所としての学校施設の利用区分表の作成

1 学校施設の利用区分は、毎年度当初に各校で計画を作成する。

＜利用スペースの区分＞

- ① 自校の児童・生徒を一時保護するためのスペース
在校時に発災した場合に、児童・生徒を保護するためのスペース
- ② 一般避難者の収容に使用しないスペース
 - ア 学校の教育機能および避難所の管理機能の確保の観点から、
校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品・書籍等がある特別教室等
 - イ 病弱者、負傷者、高齢者等の保護および医療活動の確保の観点から、
保健室、和室、特別教室等
 - ウ 物流拠点機能等の確保の観点から、校庭、倉庫等
- ③ その他避難所として利用しないスペース
 - ア 教材・教具の保管場所としての準備室等
 - イ 職員、ボランティア等の宿泊室
- ④ ①、②および③以外で避難所として利用できるスペース
 - 避難所として利用できるスペースおよび使用順位
 - 同行避難してきたペットの保護スペース
 - 放浪動物の保護・傷病動物の救護スペース
- ⑤ 新型コロナウイルス感染者スペース
「避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【暫定版】」（令和2年6月4日防災課）に従い設営

2 避難所として利用させる場合には、つぎのことに留意する。

- ① おおむね居室 3.3 m²当たり 2 人とする。
- ② 適当な人員（30～40 人程度）で班を編成し、班長を定める。
班は、町会・自治会ごとに編成し、班長には役員をあてることが望ましい。
- ③ 使用順位により、被災者を整然と入室させる。
- ④ ペット等の避難スペースに関する備品・ルール等は「地域避難所におけるペット等飼育ルール」を参照する。

(資料2)

震度階級表(抄)

震度	人 間	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚めます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚めます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(気象庁「震度階級関連解説表」より抜粋。令和3年12月現在)

避難所・関係機関一覧／災害ダイヤル・災害 Web 掲示板

(資料3)

(1) 地域避難所一覧(令和3年8月現在)

(全て地震時指定避難所。洪水、内水氾濫、崖崩れ時に開設されない避難所は×印)

施設名	所在地	電話番号 (FAX)	防災無線番号
八雲小学校	八雲2-5-1	3718-6306 FAX 3718-5752	501 (半固定・FAX) 551 (携帯)
菅刈小学校 ×崖 菅刈公園 ×洪・内・崖	青葉台3-3-26	3461-2569 FAX 3461-0623	502 (半固定・FAX) 552 (携帯)
下目黒小学校 ×洪・内	目黒2-7-9	3491-0332 FAX 5496-4859	503 (半固定・FAX) 553 (携帯)
碑小学校	碑文谷1-18-2	3714-1594 FAX 3714-1770	504 (半固定・FAX) 554 (携帯)
中目黒小学校	中目黒3-13-3	3711-7628 FAX 3711-7626	505 (半固定・FAX) 555 (携帯)
油面小学校	中町1-5-4	3719-1694 FAX 3719-6645	506 (半固定・FAX) 556 (携帯)
大岡山小学校	平町2-3-1	3718-5306 FAX 3718-5682	507 (半固定・FAX) 557 (携帯)
烏森小学校	上目黒3-37-27	3719-1794 FAX 3719-2857	508 (半固定・FAX) 558 (携帯)
向原小学校 ×洪・内	目黒本町6-7-15	3714-1795 FAX 3714-6204	509 (半固定・FAX) 559 (携帯)
五本木小学校	五本木2-24-3	3711-8494 FAX 3711-8420	510 (半固定・FAX) 560 (携帯)
鷹番小学校	中央町1-20-26	3714-2594 FAX 3714-3796	511 (半固定・FAX) 561 (携帯)
田道小学校 ×洪・内	目黒1-15-28	3711-8594 FAX 3711-8590	512 (半固定・FAX) 562 (携帯)
月光原小学校	目黒本町4-15-3	3714-2694 FAX 3714-3260	513 (半固定・FAX) 563 (携帯)
駒場小学校	駒場3-11-13	3467-4461 FAX 3465-5987	514 (半固定・FAX) 564 (携帯)
緑ヶ丘小学校	緑が丘2-13-1	3718-5406 FAX 3718-5389	515 (半固定・FAX) 565 (携帯)
原町小学校	原町2-18-12	3714-2794 FAX 3714-3995	516 (半固定・FAX) 566 (携帯)
不動小学校	下目黒6-11-35	3714-3594 FAX 3714-4654	517 (半固定・FAX) 567 (携帯)
上目黒小学校	五本木1-12-13	3719-2594 FAX 3719-2747	518 (半固定・FAX) 568 (携帯)
東根小学校	東が丘1-20-1	3424-4511 FAX 3424-6614	519 (半固定・FAX) 569 (携帯)
中根小学校	緑が丘1-1-1	3718-4506 FAX 3718-5229	520 (半固定・FAX) 570 (携帯)
宮前小学校	八雲3-13-21	3718-5506 FAX 3718-5091	521 (半固定・FAX) 571 (携帯)
東山小学校	東山2-24-25	3719-2694 FAX 3719-5406	522 (半固定・FAX) 572 (携帯)

施設名	所在地	電話番号 (FAX)	防災無線番号
第一中学校	大橋2-11-1	3466-6158 FAX 3466-6182	523 (半固定・FAX) 573 (携帯)
第七中学校	碑文谷1-1-33	3714-3794 FAX 3714-3761	528 (半固定・FAX) 578 (携帯)
第八中学校	碑文谷4-19-25	3714-4594 FAX 3714-4751	529 (半固定・FAX) 579 (携帯)
第九中学校	洗足1-29-26	3714-4694 FAX 3714-4776	530 (半固定・FAX) 580 (携帯)
第十中学校	八雲5-2-1	3418-6406 FAX 3718-6144	531 (半固定・FAX) 581 (携帯)
第十一中学校	緑が丘1-8-1	3718-6506 FAX 3718-6301	532 (半固定・FAX) 582 (携帯)
東山中学校	東山1-24-31	3711-8794 FAX 3711-8896	533 (半固定・FAX) 583 (携帯)
目黒中央中学校	中町2-37-38	3711-8394 FAX 3711-8287	527 (半固定・FAX) 577 (携帯)
大鳥中学校	下目黒3-23-18	3714-3694 FAX 3714-3660	525 (半固定・FAX) 575 (携帯)
めぐろ学校 サポートセンター	中目黒3-6-10	3715-1531 FAX 3715-2846	524 (半固定・FAX) 574 (携帯)
碑文谷公園×洪・内・崖 碑文谷体育館	碑文谷6-9-11	3710-4475	538 (半固定・FAX) 588 (携帯)
めぐろ区民キャンパス	八雲1-1-1	5701-2795 FAX 5701-2794	539 (半固定・FAX) 589 (携帯)
都立桜修館中等教育学校 ×洪・内・崖	八雲1-1-2	3723-9910	
都立駒場高等学校 ×洪・内・崖	大橋2-18-1	3466-2481	535 (半固定・FAX) 585 (携帯)
都立国際高等学校 ×洪・内・崖	駒場2-19-59	3468-6811	537 (半固定・FAX) 587 (携帯)
都立目黒高等学校 ×洪・内・崖	祐天寺2-7-15	3792-5541	536 (半固定・FAX) 586 (携帯)
自由ヶ丘学園高等学校 ×洪・内・崖	自由が丘2-21-1	3717-0388	526 (半固定・FAX) 591 (携帯)

(2) 補完避難所施設一覧（令和3年8月現在）

施 設 名	所在地	電話番号
目黒区総合庁舎別館（社会福祉協議会）	上目黒2-19-15	3719-8909
東山地区センター（東山住区会議室等）	東山3-24-2	3791-4611
緑が丘コミュニティセンター（本館・別館）	緑が丘2-14-23	3723-8741
目黒区区民センター（中小企業センター・体育館等）	目黒2-4-36	3711-1194
南部地区センター（目黒本町社会教育館等）	目黒本町2-1-20	3792-6321
田道ふれあい館（田道住区センター・目黒エコプラザ）	目黒1-25-26	5721-2303
中央町さくらプラザ（中央町社会教育館等）	中央町2-4-18	3713-4127
駒場住区センター	駒場1-22-4	3469-2613
菅刈住区センター（老人いこいの家含む）	青葉台2-10-18	3461-7235
東山住区センター（老人いこいの家含む）	東山3-19-18	3715-1836
烏森住区センター（老人いこいの家・児童館含む）	上目黒3-44-2	3719-0594
中目黒スクエア（中目黒住区・青少年プラザ等）	中目黒2-10-13	5721-8575
田道住区三田分室（老人いこいの家含む）	三田2-10-33	3791-7901
下目黒住区センター（老人いこいの家含む）	下目黒2-20-19	5496-5813
不動住区センター（老人いこいの家含む）	下目黒6-8-23	3793-8901
上目黒住区センター（児童館含む）	祐天寺2-6-6	3793-1101
油面住区センター（児童館含む）	中町1-6-23	3719-0894
五本木住区センター	中央町2-17-2	3791-3541
鷹番住区センター（老人いこいの家含む）	鷹番3-17-20	3715-9231
月光原住区センター（老人いこいの家含む）	目黒本町4-16-18	3714-0694
向原住区センター（老人いこいの家・児童館含む）	目黒本町5-22-11	3794-5441
碑文区センター（老人いこいの家含む）	碑文谷2-16-6	3792-0784
原町住区センター（児童館含む）	南1-8-9	3725-0731
大岡山東住区センター（老人いこいの家含む）	碑文谷3-15-5	3792-7301
大岡山西住区センター	平町1-15-12	3724-5251
中根住区センター（老人いこいの家含む）	大岡山1-37-2	3725-8665
自由が丘住区センター	自由が丘1-24-12	3718-1195
自由が丘住区センター宮前分室（老人いこいの家含む）	八雲3-22-15	3723-7104
八雲住区センター（老人いこいの家・児童館含む）	八雲1-10-5	3718-0851
中根一丁目会議室（八雲住区）	中根1-10-22	3718-0851
東根住区センター（老人いこいの家含む）	東が丘1-7-14	3795-4445
旧都立芸術高校跡地	大橋2-18-58	————
中目黒GTプラザホール	上目黒2-1-3	6412-5377
菅刈公園和館	青葉台2-11-25	3462-4110
三田防災街づくり会館	三田2-7-1	————
三田フレンズ（住区会議室）	三田1-11-26	5722-8065
平町エコプラザ	平町1-5-3	5729-1901
日本工業大学駒場中学校・高等学校	駒場1-35-32	3467-2130
目黒学院高等学校	中目黒1-1-50	3711-1196
多摩大学目黒中学校・高等学校	下目黒4-10-24	3714-2661
東京音楽大学 中目黒・代官山キャンパス	上目黒1-9-1	6455-2700
八雲学園中学校・高等学校	八雲2-14-1	3717-1196
立正佼成会目黒教会	碑文谷5-5-8	5721-5551
アトリオドゥーエ碑文谷（スポーツクラブ）	碑文谷5-13-12	5768-8866
宗教法人円融寺	碑文谷1-22-22	3712-2098

※ 災害時には各施設の補完避難所機能について適宜変更することがある。※ ◎は災害時協定の民間施設

(3) 福祉避難所一覧（令和3年8月現在）

高齢者

施設名	所在地	電話番号	防災無線番号
さんホーム目黒	目黒3-20-8	6303-3137	647（携帯）
ひがしがおかホーム	東が丘1-6-4	5481-5639	648（携帯）
ひがしやまホーム	東山3-24-6	3791-8451	649（携帯）
清徳苑	目黒本町4-2-1	3794-5577	661（携帯）
駒場苑	大橋2-19-1	3485-9823	662（携帯）
青葉台さくら苑	青葉台3-21-6	3791-3503	663（携帯）
田道ふれあい館（高齢者センター）	目黒1-25-26	5721-2291	605（半固定）
田道ふれあい館（在宅ケア多機能センター）	目黒1-25-26	5721-2295	605（半固定）
目黒中央の家	中央町2-32-23	5734-1620	664（携帯）
こぶしえん	下目黒6-18	5722-5550	162（携帯）

障害者

施設名	所在地	電話番号	防災無線番号
下目黒福祉工房	下目黒3-10-2	3793-2590	642（携帯）
目黒本町福祉工房	目黒本町1-14-24	3713-5798	641（携帯）
すくすくのびのび園	中央町1-23-24	3714-1617	643（携帯）
かみよん工房	上目黒4-1-26	3760-3059	644（携帯）
大橋えのき園	大橋2-19-38	3465-5192	645（携帯）
あいアイ館	八雲1-1-8	5701-2221	589（携帯）
東が丘障害福祉施設	東が丘1-21-15	3410-0078	646（携帯）
スマイルプラザ中央町	中央町2-32-5	3714-5311	534（半固定）

乳幼児

施設名	所在地	電話番号	防災無線番号
駒場保育園	駒場1-22-1	3469-6775	701（半固定）
田道保育園	目黒3-4-4	3760-3935	709（半固定）
中町保育園	中町2-37-15	3719-2640	711（半固定）
南保育園	南1-18-30	3717-5177	716（半固定）
八雲保育園	八雲3-10-18	3718-4084	722（半固定）

(4) 広域避難場所一覧（令和2年12月現在）

1 大地震火災時における目黒区の広域避難場所

避難場所	区域面積	避難有効面積	利用区	避難計画人口
駒場東大一带	394,096 m ²	228,147 m ²	目黒区 世田谷区 渋谷区	48,533 人
中目黒公園一带	189,973 m ²	101,633 m ²	目黒区 渋谷区	90,099 人
世田谷公園一带	286,870 m ²	171,613 m ²	目黒区 世田谷区	47,427 人
東京工業大学	259,195 m ²	105,030 m ²	品川区 目黒区 大田区	85,880 人
駒沢オリンピック公園一带	492,406 m ²	303,219 m ²	目黒区 世田谷区	160,005 人
林試の森公園	181,033 m ²	102,354 m ²	品川区 目黒区	90,192 人
恵比寿ガーデンプレイス	107,943 m ²	55,018 m ²	目黒区 渋谷区	40,382 人
駒場地区	192,063 m ²	118,244 m ²	目黒区 世田谷区	63,689 人

2 避難地区割当

避難場所	避難割当地区（丁目）
駒場東大一带	駒場 3,4 世田谷区の一部、渋谷区の一部
中目黒公園一带	上目黒 1,2 中目黒 1,2,3,4,5 三田 2 目黒 1,2,3,4 下目黒 1,2 と 3,4,5,6 の各一部 中町 1,2 祐天寺 1,2 渋谷区の一部
世田谷公園一带	東山 1,2,3 上目黒 3,4,5 五本木 1,2,3 世田谷区の一部
東京工業大学	原町 1,2 洗足 1,2 南 1,2,3 大岡山 1,2 緑が丘 1,2,3 品川区の一部、大田区の一部
駒沢オリンピック公園一带	中央町 1,2 目黒本町 2 碑文谷 1,2,3,4,5,6 鷹番 1,2,3 平町 1,2 自由が丘 1,2,3 中根 1,2 柿の木坂 1,2,3 八雲 1,2,3,4,5 東が丘 1,2 世田谷区の一部
林試の森公園	下目黒 3,4,5,6 の各一部 目黒本町 1,3,4,5,6 品川区の一部
恵比寿ガーデンプレイス	三田 1 渋谷区の一部
駒場地区	駒場 1,2 青葉台 1,2,3,4 大橋 1,2 世田谷区の一部

(5) 関係機関連絡先

機 関 名	所 在 地	電話番号 (FAX)	防災無線番号
目黒区防災センター	中央町1-9-7	5723-8700 5723-8488 FAX 5723-8725	100 (統制卓) *6221 (無線電話) *6901 (FAX)
教育委員会事務局 教育政策課	上目黒2-19-15	03-5722-9300 FAX 5722-9332	405 (半固定) FAX)
目黒区役所交換台	上目黒2-19-15	3715-1111	
目黒区保健予防課 (保健管理係)	上目黒2-19-15	5722-9396 FAX 5722-9508	403 (半固定) FAX)
碑文谷保健センター	碑文谷4-16-18	3711-6446 FAX 5722-9330	411 (半固定)
清掃事務所	目黒本町2-13-19	3719-5345 FAX 5722-9330	412 (半固定)
目黒警察署	中目黒2-7-13	3710-0110 FAX 3710-0120	801 (半固定) FAX)
碑文谷警察署	碑文谷4-24-17	3794-0110 FAX 3794-0900	802 (半固定) FAX)
目黒消防署	下目黒6-1-22	3710-0119 FAX 3794-4196	803 (半固定)
水道局目黒営業所	中町2-43-18	5773-6126	
下水道局南部下水道事務所	下目黒2-1-15	5734-5031 FAX 5754-6400	
東京電力品川支社	品川区西五反田 5-3-1	3493-9224 FAX 4486-2493	811 (半固定)
東京ガス株式会社中央支店	目黒3-1-3	5722-2062	812 (半固定) FAX)
NTT 東日本目黒支店	中町2-48-26	5712-3745	810 (半固定) FAX)

(6) その他

●災害用伝言ダイヤル171の使い方

伝言の録音	171→1→(XX) XXX-XXXX 市外局番からダイヤルします。	※携帯電話やPHS、NTT以外の通信事業者の電話からの利用は、契約の各通信事業者へお問い合わせください。
伝言の再生	171→2→(XX) XXX-XXXX 市外局番からダイヤルします。	

●災害用ブロードバンド伝言板 (web171) の使い方 (NTT 東日本の例)

登録方法 ① インターネットで「<https://www.web171.jp/>」へアクセスする。

② 利用規約に同意する。

③ 伝言を登録する電話番号を入力し、メッセージを入力する。(全角100文字まで)

閲覧方法 登録方法の①、②を行い、③の電話番号を入力すると、メッセージを見ることができる。

(資料4)

地域避難所防災倉庫備蓄品一覧

(標準倉庫：面積 14.4 m²)

令和3年7月現在

備蓄物資名	数量	備蓄物資名	数量	備蓄物資名	数量
発電機 (3,500W) ※一部避難所のみ	1 台	D級ポンプ	1 台	ビスケット	1,280 食
発電機 (1,600W)	2 台	移動式蛇口 (給水架台含)	1 式	クッキー(ソフトビスケット)	900 食
発電機 (900W)	6 台	応急給水用資機材セット (黄：応急給水専用)	1 式	ライスクッキー (アレルギー対応)	48 食
投光機 (三脚含)	20 式	応急給水用資器材セット (青：消火栓用)	1 式	粉ミルク	1 箱
大型炊飯器 (バーナー含)	1 式	※下水道直結型トイレ (和式)	1 台	粉ミルク用飲料水	96 ℓ
コードリール	11 巻	※下水道直結型トイレ (洋式)	3 台	毛布	700 枚
電源延長コード	3 本	※下水道直結型トイレ (車椅子用)	1 台	サバイバルブランケット	1,000 枚
ガソリン缶詰 (1 ℓ)	30 缶	※トイレ工具セット (マンホール用フック等)	1 式	パーティション (テント)	2 台
灯油缶詰 (1 ℓ)	30 缶	災害用組立トイレ (貯留タイプ)	1 台	避難所旗 (地域避難所・救護所)	6 式
携行缶	2 缶	災害用組立トイレ (男性小用)	2 台	三角巾	100 枚
充電式ライト (電池不要)	1 個	簡易便座 (収納袋 100 袋含む)	8 式	消臭剤	5 本
懐中電灯	14 個	幼児用便座	2 個	アルミ食器	1,200 個
トランジスタメガホン	4 台	救助用資機材	1 式	ほ乳瓶	40 本
単二・単三電池	80 本	担架	2 台	ランタン(トイレ用)	5 個
※特設公衆電話セット	1 式	おんぶ帯・抱っこひも (大人・子供用)	11 個	防犯ブザー	10 個
※応急危険度判定用資器材	1 式	ブルーシート	20 枚	ウェットタオル	10 個
事務用品箱 (避難者名簿等)	1 式	ウェットティッシュ	50 個	救急箱	1 箱
USB 充電器 (10 口)	2 個	充電ケーブル	10 本	蓄電池	1 台
安否確認用資機材	1 式	ペットケージ (大)	2 個	ペットケージ (小)	1 個
衛生用手袋	500 枚	ポリシート (5 0 m)	2 本	サージカルマスク	4,000 枚
手指消毒剤	16L	非接触型体温計	3 本	フェイスガード	40 枚
ペーパータオル	2,000 枚	次亜塩素酸ナトリウム (600m l)	1 本	バケツ	1 個
屋内テント (内不織布テント 3 基)	20 基	モバイルルーター	1 台		

※都立高校を除く

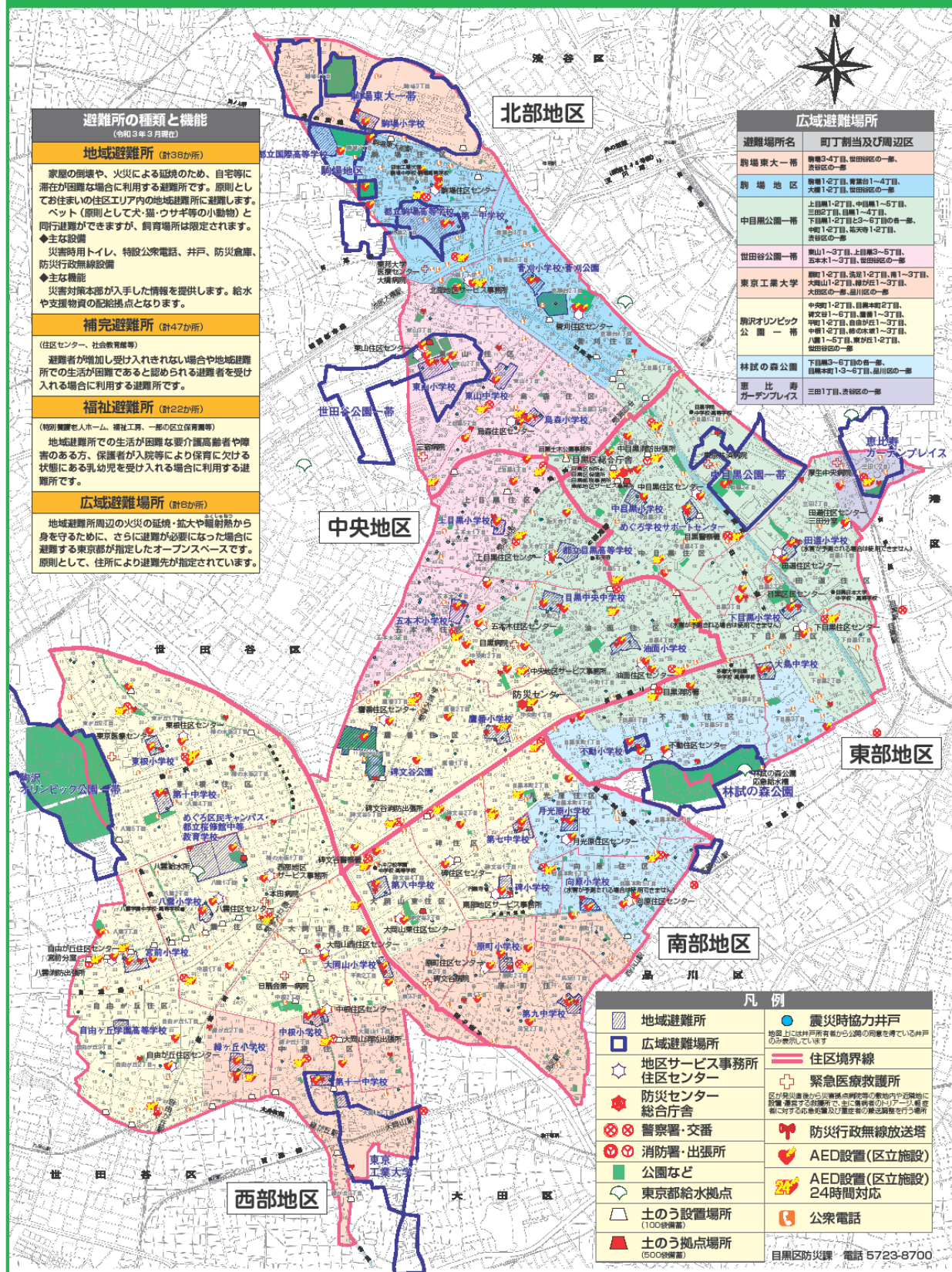
(資料5)

備蓄倉庫一覧

令和2年12月現在

	地域避難所名等	倉庫面積	設置年度	備 考
北 部	都立国際高等学校	14.4	平成11年度	
	駒場小学校	14.4	平成5年度	
	第一中学校	14.4	平成3年度	
	都立駒場高等学校	14.4	平成10年度	
	菅刈小学校	23.82	平成5年度 平成30年度	14.4 m ² +4.71 m ² +4.71 m ² (菅刈公園)
	東山中学校	14.4	平成3年度	
	東山小学校	(53.74)	平成30年度	東山小学校内防災備蓄倉庫
	烏森小学校	9.6	平成7年度	
東 部	めぐろ学校サポートセン	14.4	平成4年度	
	中目黒小学校	21.0	平成2年度	学校倉庫利用
	田道小学校	14.4	平成7年度	
	下目黒小学校	24.33	平成4年度 平成30年度	14.4 m ² +9.93 m ²
	大島中学校	20.97	平成5年度 平成30年度	14.4 m ² +6.57 m ²
	不動小学校	14.4	平成4年度	
中 央	上目黒小学校	16.8	平成4年度	9.6 m ² +7.2 m ²
	都立目黒高等学校	14.4	平成11年度	
	油面小学校	78.4	平成5年度	空教室も利用
	目黒中央中学校	17.32	平成7年度	
	五本木小学校	30.0	平成7年度	学校倉庫利用
	鷹番小学校	19.11	平成5年度	14.4 m ² +4.71 m ² (簡易倉庫
	碑文谷公園	4.71(236.89)	平成13年度	4.71 m ² +碑文谷体育館備蓄
南 部	月光原小学校	14.4	平成5年度	
	向原小学校	13.71	平成5年度	学校倉庫利用+簡易倉庫
	第七中学校	41.6	平成6年度	9.6 m ² +32.0 m ² (空教室も
	碑小学校	48.8	平成3年度	学校倉庫利用
	原町小学校	14.4	平成4年度	
	第九中学校	73.6	平成7年度	9.6 m ² +64.0 m ² (空教室も
	第八中学校	14.4	平成4年度	
西 部	大岡山小学校	14.4	平成5年度	
	中根小学校	20.6	平成2年度	中根住区センター倉庫利用
	第十一中学校	14.45	平成6年度	12.0 m ² +2.45 m ² (簡易倉庫
	緑ヶ丘小学校	14.4	平成7年度	
	自由ヶ丘学園高等学校	4.41	平成30年度	
	宮前小学校	(341.35)	昭和59年度	西部地区備蓄倉庫利用
	めぐろ区民キャンパス・ 都立桜修館中等教育学校	(350.02)	平成12年度	応急対策資機材等倉庫利用
	八雲小学校	14.4	平成6年度	
	第十中学校	16.78	平成4年度	14.4 m ² +2.38 m ² (簡易倉庫
	東根小学校	28.8	平成4年度	14.4 m ² 2棟
計		744.81 m ² (備蓄倉庫利用は含まず)		

防災マップ



半固定型無線装置の基本操作(2/3)

送受話器
(ハンドセット)

グループで呼び出す／グループで呼び出される

グループで呼び出す
(※圏外、話中表示中は発信できません。)

- ①ダイヤルして発信する
・[#]で始まる2ケタのグループ番号(00~99)を入力してください。
(例)グループ番号12を呼び出す場合：[#][0] ⇒ [12] ⇒
- ②通話を行う
※グループ通話の場合は、プレススイッチを操作します。
話す場合 プレススイッチを押して話す。
聞く場合 プレススイッチを離して聞く。
③通話を終了する
通話が終了したときは、 を押す。

グループで呼び出される

- ①短い着信音「ピピッ...」の後に無線機のスピーカから通話内容が聞こえてきます。
送受話器の下部を横にスライドさせて送受話器を取り上げます。
- ②通話を行う。
※グループ通話の場合は、プレススイッチを操作します。
話す場合 プレススイッチを押して話す。
聞く場合 プレススイッチを離して聞く。
③グループで呼び出された場合は通話を切断できません。
送受話器を置いて通話が切断されず、スピーカからは通話内容が聞こえてきます。
発信者が を押すか、一定時間誰もお話ししないと通話が終了します。

緊急連絡をする。
※回線に空きがなくても統制台と連絡を取ることができます。

- ① を2秒以上押す。
- ②緊急連絡が統制台に受けられると、表示画面に『受付完了』と表示される。
※『受付完了』と表示される前に、緊急連絡をキャンセルする場合は、 を2秒以上押す。
- ③統制台からの折返連絡を待つ。

半固定型無線装置の基本操作(1/3)

送受話器
(ハンドセット)

電話をかける／電話を受ける

電話をかける
(※圏外、話中表示中はかけられません。)

- ①ダイヤルして発信する
無線局に電話をかける場合
・3ケタの相手先番号(0~9)を入力してください。
(例)相手先801を呼び出す場合：[8][0][1] ⇒
- ②通話を行う
区役所内線に電話をかける場合
・[*]に続いて内線番号を入力してください。
(例)内線電話1234を呼び出す場合：[*][1][2][3][4] ⇒
- ③通話を終了する
電話機を使って電話をかける場合
・(3/3)頁を参照してください。
②通話を行う
相手が出れば通話できます。
③通話を終了する
通話が終了したときは、 を押す。

電話を受ける

- ①叫出音が無線機のスピーカから鳴る。
送受話器の下部を横にスライドさせて送受話器を取り上げて応答します(下図参照)。
- ②通話を行う。
- ③通話を終了したときは、 を押す。

送受話器(ハンドセット)の取り外し方法
送受話器(ハンドセット)を使用した通話イメージ図



送受話器(ハンドセット)の下部を横にスライドさせると簡単に取り外せます。

半固定型無線装置の基本操作(3/3)

電話帳を使って電話をかける場合

■例：山田太郎にかける場合



ヨミ検索

□ 話中 通話 ●●●

1 を押す

- ・ヨミ検索画面が表示され、検索キーが入力できるようになります。

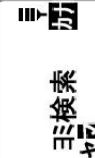


メモNo. 検索

□ 話中 通話 ●●●

2 検索モードを選ぶ

- ・ を押すごとに「ヨミ検索」が「メモNo. 検索」に切り替わります。



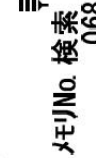
ヨミ検索
ヤ

□ 話中 通話 ●●●

3 検索キーを入力する

ヤ、マを入力する

- ・ヨミ検索の場合は、半角2文字までの文字を、メモNo. 検索の場合は、000～499までの数字を入力します。
(1桁目と2桁目が0、および1桁目が0の場合は省略可能です。)



メモNo. 検索
068

□ 話中 通話 ●●●

4  または を押す

- ・検索キーを元に、順方向()の場合)または逆方向()の場合)に検索した結果を、順番に表示することができます。
- ・メモリ番号と共に、登録された内容が画面に表示されます。



発信中
124

□ 話中 通話 ●●●

5 を押す

- ・発信を開始します。

携帯型無線装置の基本操作(1/3)

電話をかける／電話を受ける

電話をかける
(※圏外、話中表示中はかけられません。)

- ダイヤルして発信する
無線局に電話をかける場合
・3ケタの相手先番号(0～9)を入力してください。
(例)相手先801を呼び出す場合：『801』⇒
区役所内線に電話をかける場合
・「[*]」に続いて内線番号を入力してください。
(例)内線電話1234を呼び出す場合：[*]1234⇒『1234』⇒
電話機を起って電話をかける場合
・(3/3)頁を参照してください。
- 通話を行う
相手が出れば通話できます。
- 通話を終了する
通話が終了したときは、を押す。



通話イメージ図



携帯型無線装置の基本操作(2/3)

グループで呼び出す／グループで呼び出される

グループで呼び出す
(※圏外、話中表示中は発信できません。)

- ダイヤルして発信する
・「[#]」で始まる2ケタのグループ番号(00～99)を入力してください。
(例)グループ番号12を呼び出す場合：[#]12⇒
②通話を行う
※グループ通話の場合は、プレススイッチを操作します。
話す場合 …… プレススイッチを押して話す。
聞く場合 …… プレススイッチを離して聞く。
- 通話を終了する
通話が終了したときは、を押す。

グループで呼び出される

- 短い着信音「ビピッ…」の後に無線機のスピーカから通話内容が聞こえてきます。
- 通話を行う。
※グループ通話の場合は、プレススイッチを操作します。
話す場合 …… プレススイッチを押して話す。
聞く場合 …… プレススイッチを離して聞く。
- グループで呼び出された場合は通話を切断できません。
を押しても通話が切断されず、スピーカからは通話内容が聞こえてきます。
発信者がを押すか、一定時間誰もお話ししない通話が終了します。

緊急連絡をする。
※回線に空きがなくても統制台と連絡を取る事ができます。

- を2秒以上押す。
- 緊急連絡が統制台に受付られると、表示画面に『受付完了』と表示される。
- 統制台からの折返連絡を待つ。

携帯型無線装置の基本操作(3/3)

電話帳を使って電話をかける場合

■例:山田太郎にかける場合

ヨミ検索

加

1

を押す

・ヨミ検索画面が表示され、検索キーが入力できるようになります。

メモNo. 検索

加

2

検索モードを選ぶ

・を押すごとに「ヨミ検索」か「メモNo. 検索」に切り替わります。

ヨミ検索

加

3

検索キーを入力する

・「ヤ、マ」を入力する

・ヨミ検索の場合は、半角2文字までの文字を、メモNo. 検索の場合は、000～499までの数字を入力します。
(1桁目と2桁目が0、および1桁目が0の場合は省略可能です。)

メモNo. 検索

068

4

または を押す

・検索キーを元に、順方向() の場合) または逆方向() の場合) に検索した結果を、順番に表示することができます。

・メモリ番号と共に、登録された内容が画面に表示されます。

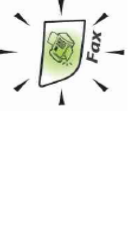
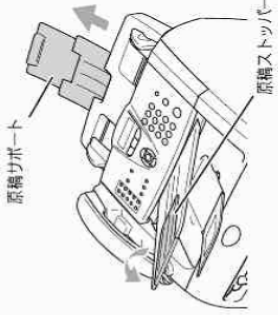
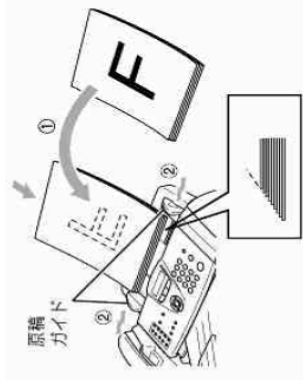
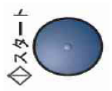
発信中

124

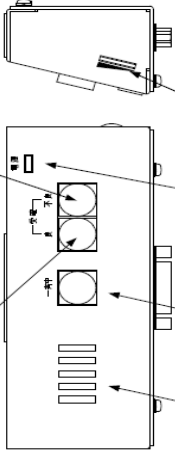
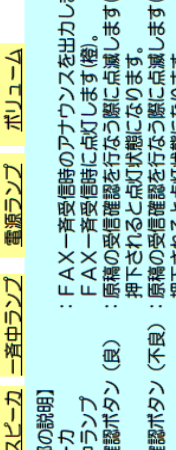
5

発信中を押す

・発信を開始します。

FAX送信 操作方法		
1	 FAX装置のFAXボタンが緑色に点灯していないときは、FAXボタンを押します。	
2	 原稿サポートを最後まで引き出して、原稿スタートバーを起こします。	
3	 原稿の送信する面を下にして図のようにそろえ、原稿の先が軽く当たるまで差し込みます。① 原稿は一度に20枚までセットできます。 原稿ガイドを原稿の幅に合わせます。②	
4	 相手先のファクス番号を入力し、スタートボタンを押します。	
相手先FAX		ダイヤル番号
防災センター 情報統制室FAX		*6901

一般的なFAX受信 操作方法	
1	FAXは自動受信を行います。操作の必要はありません。

FAX一斉受信 操作方法	
0	FAX一斉を受信する際には、FAX一斉受信操作機器の表示及びアナウンスに従って原稿の受信確認操作を行います。  受信確認ボタン (良) 受信確認ボタン (不良)  スピーカー 一斉中ランプ 電源ランプ ポリューム FAX一斉受信操作機器 【各部の説明】 スピーカー : FAX一斉受信時のアナウンスを出力します。 一斉中ランプ : FAX一斉受信時に点灯します(緑)。 受信確認ボタン (良) : 原稿の受信確認を行なう際に点滅します(緑)。押下されると点灯状態になります。 受信確認ボタン (不良) : 原稿の受信確認を行なう際に点滅します(赤)。押下されると点灯状態になります。 電源ランプ : 本操作機器に電源が供給されていると点灯します(緑)。 ポリューム : スピーカのポリュームです。上回りで音量大になります。 注：受信確認ボタンはランプとボタン一体型です。
1	目黒区防災センターからのFAX一斉を受信すると【一斉中ランプ】が点灯します。スピーカーから「(ピンポン)」一斉通報を受信します」というアナウンスが20秒間流れます。
2	FAX装置は自動受信を行います。操作の必要はありません。
3	受信が終了すると、【受信確認ボタン (良/不良)】が点滅します。スピーカーから「(ピンポン)」一斉通報を受信しました。内容を確認のうえ、受信確認ボタンを押して下さい。」というアナウンスが流れます。
4	受信原稿を確認し、 【受信確認ボタン (良)】または【受信確認ボタン (不良)】を必ず押して下さい。 ・内容が確認できる場合は【受信確認ボタン (良)】を押します。 ・内容が読めない、または紙切れ等の場合は【受信確認ボタン (不良)】を押します。
5	目黒区防災センターからのFAX一斉が終了すると【一斉中ランプ】が消灯します。

平成25年5月1日
教 育 指 導 課
教職員・教育活動課

自然宿泊体験教室事業における施設の防災対策について

平成25年度の自然宿泊体験教室の施設の安全性及び災害時の対策については、下記のとおりとなっています。

1 興津自然学園の防災対策

(1) 建物の耐震性について

昭和56年に改正された新耐震基準に基づいて設計されています。比較的発生頻度の高い中規模の地震（震度5強程度）では損傷がなく、極めてまれな大規模の地震でも人命に関わるような倒壊や崩壊が起こらないように設計されています。また、高台に位置するため、勝浦市の津波避難所に指定され、地元の方の受け入れの実績があります。体育館の天井照明についても、22年度改修工事の際に、ボルトの引き抜き試験に加え、落下防止ワイヤーを設置して2重の対策を講じています。

なお、建物の位置する高台の斜面については毎年専門業者による安全点検を実施しています。

(2) 停電対策

停電時30分点灯（法定）の非常灯のほか、消火ポンプの起動用の非常用自家発電装置を設置しています。（稼動時間約22時間のディーゼル（軽油）発電機）火災が発生していない場合は一部の室内灯の点灯、揚水ポンプ、浄化槽ポンプ及び厨房の電灯・コンセント・冷蔵庫（調理機器は対象外）の作動に利用できます。燃料補給が出来れば稼動時間の延長が可能です。

(3) 備蓄食料の配置

自然宿泊体験教室事業を実施するにあたり、災害が発生したことにより児童・生徒が帰校困難になった場合に備えて、200名の児童・生徒3日分の食料（乾パン400食、アルファ化米1,200食、500mlペットボトル1,600本）を備蓄しています。

(4) 避難場所等の周知

勝浦市の防災マニュアル・防災マップを各校に配布しています。災害時における各体験活動場所についての防災情報を各学校に案内すると共に、周辺自治体の防災に関する情報については、各自治体のホームページにより確認するよう周知しています。

2 ハケ岳林間学園における防災対策

ハケ岳林間学園の建物についても、興津自然学園と同様に昭和56年に改正された新耐震基準に基づく建物となっています。また、停電時30分点灯（法定）の非常等のほか、消火ポンプの起動用の非常用自家発電装置を設置しています。

備蓄食料についても、興津自然学園と同様に、200名の児童・生徒3日分の食料を備蓄しています。

以 上

(資料9)

避難行動要支援者名簿の地域避難所への配備

1 概要

(1) 目的

災害発生時に、避難行動要支援者（自力で避難することが困難な方）について、速やかに安否確認や避難支援に用いることを可能とするため、安否確認等の拠点となる地域避難所に避難行動要支援者名簿を配備する。

(2) 名簿の位置づけ

避難行動要支援者名簿（対象者名簿）は、平成25年の災害対策基本法の改正により、区市町村に作成が義務づけられたもので、災害時の安否確認や避難支援に活用される。

2 根拠

災害対策基本法、目黒区地域防災計画及び目黒区災害時要支援プラン

3 名簿の配備先

- (1) 区担当所管課（区健康福祉計画課、区防災課）
- (2) 地域避難所 小中学校等34か所

4 保管ボックス（写真参照）

（保管ボックス写真）

- (1) テンキー式保管ボックス（鍵付）
- (2) 壁に直接ネジ等により固定
- (3) 設置場所は基本的に事務室（職員室）
※施設職員等の目が届き、不特定多数の人が自由に出入り出来ない部屋に設置。
- (4) 災対健康福祉部職員しか開錠できない。



5 名簿使用の流れ

災害発生時、各地域避難所に指定された災対健康福祉部職員が参集し、保管ボックスから名簿を取り出して安否が未確認の要配慮者を抽出する。

民生児童委員、介護事業所職員、地域住民等で安否確認チームを構成し、要配慮者の安否確認を実施する。

6 その他

- (1) 避難行動要支援者名簿については、健康福祉計画課が維持管理を行う。
- (2) 災対健康福祉部の指定職員は、年2回の名簿の交換時に保管ボックスの設置場所を確認。
- (3) 保管ボックスの破損等を発見した場合は、下記担当に連絡。

【健康福祉部健康福祉計画課】 03-5722-9689

弾道ミサイルに関するJアラート発令時の幼児・児童・生徒の登下校等の対応について

1 基本的な考え方

- ・ 幼児、児童、生徒の安全を第一とした必要な措置を確保する。
- ・ 保護者、教職員等についても、自身の安全を確保した上で行動する。
- ・ 公共機関等が発信する情報等の収集に努め、正確な情報に基づいて判断し行動する。

2 学校(園)における対応

(1) 登校(園)前に発令された場合

自宅待機とする。

「ミサイル通過」等により安全が確認された場合、原則として、登校(園)する。

(2) 登下校(園)中に発令された場合

「ミサイル通過」等により安全が確認された後、学校(園)は、幼児・児童・生徒の安否確認をする。

(3) 在校(園)中に発令された場合

ア 身の安全を確保する。

(ア) 屋外にいる場合は、校(園)舎の中に避難させる。

(イ) 屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、可能な限り窓のない部屋へ速やかに移動させる。

イ 学校(園)内待機とする。

ウ 「ミサイル通過」等により安全が確認され、学校(園)が安全と判断した場合、授業等の再開又は保護者による幼児・児童・生徒の引取りを行う。

(4) 自然宿泊体験教室等の実施について

ア 出発時に発令された場合

(ア) 身の安全を確保する。

① 屋外にいる場合は、校(園)舎の中に避難させる。

② 屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、可能な限り窓のない部屋へ移動させる。

(イ) 「ミサイル通過」等により安全が確認され、学校(園)が安全と判断した場合、自然宿泊体験教室等へのお出発又は保護者による幼児・児童・生徒の引取りを行う。

イ 自然宿泊体験教室等の実施中に発令された場合

(ア) 身の安全を確保する。

① 屋外にいる場合は、近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難させる。

② 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守らせる。

③ 屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、可能な限り窓のない部屋へ移動させる。

(イ) 「ミサイル通過」等により安全が確認され、学校(園)が安全と判断した場合、自然宿泊体験教室等の再開又は帰校(園)、保護者による幼児・児童・生徒の引取りを行う。

ウ 帰校(降園)時に発令された場合

(ア) 身の安全を確保する。

①屋外にいる場合は、校舎の中に避難させる。

②屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、可能な限り窓のない
部屋へ移動させる。

(イ) 「ミサイル通過」等により安全が確認され、学校（園）が安全と判断した場合、帰校（降園）又は保護者による幼児・児童・生徒の引取りを行う。

(5) その他

学校（園）は、安全指導や避難訓練等の機会を活用し、幼児・児童・生徒に発令時の行動について、次のことを発達段階に応じて事前に指導する。

ア 発令時は、できる限り頑丈な建物や地下に避難し、身の安全を確保すること。

イ 発令時に、建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
こと。

ウ 「ミサイル通過」等により安全が確認された場合、原則として登校（園）中
の場合は、学校（園）、下校（降園）中の場合は、自宅へ向かうこと。

以 上

避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【暫定版】

(令和2年6月4日黒区危機管理室防災課)

I 目的・方針

1 目的

新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」という。）感染症については、政府が緊急事態宣言を解除したものの依然として収束する見込みがたっておらず、このような状況下において、大地震や風水害などの災害が発生し、避難所を開設した場合に備え、新型コロナ感染症に対応した避難所対策が必要となっています。

本マニュアルは、避難所における新型コロナ感染症の感染拡大を予防し、避難者及び避難所運営に従事する職員等の安全を守るために策定するものです。

2 方針

(1) マニュアルの方針

国は、令和2年4月7日付け事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」により、避難所における新型コロナ感染症対策の留意事項をまとめ、技術的助言として示しており、区の対策は、これらを踏まえ講じるものとします。

(2) マニュアルの章構成

このマニュアルは、次のとおり構成されています。

章	概要
I	マニュアル作成の目的や方針、構成などについて記載。
II	施設が事前に準備しておくことを記載。
III	災害時における避難所の感染症対策の手順などを説明。
IV	様式集

(3) マニュアルの対象者

避難所の運営に関わる者（以下「避難所運営従事者」という。）を対象とします。

- ① 施設管理者及び施設職員
- ② 参集指定職員
- ③ 風水害対策指定職員
- ④ 避難所運営協議会員 ※地域避難所で協議会が設立している学校のみ。
- ⑤ 避難者 ※避難者のうち、避難所運営に従事することになった者。

(4) マニュアルの改訂

このマニュアルは、新型コロナ感染症対応の検証や他のウイルス感染症拡大の状況などにより、適時見直していきます。

3 新型コロナウイルス対策の考え方

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。このため、避難所における新型コロナウイルス対策は、密閉空間、密集場所、密接場面の3つの密がそろうような条件を回避し、避難所内でのクラスターの発生を防止することが基本となります。避難所運営業務において、感染症対策に疑義が生じた場合は、この基本に沿っているかをまず考えてください。

《3つの『密』を避ける！》

- 1 換気の悪い密閉空間 ⇒ こまめに換気をしましょう！
- 2 多数が集まる密集場所 ⇒ 可能であれば自宅にとどまりましょう！
- 3 間近で会話や発声をする密接場面 ⇒ 必ずマスクを着用しましょう！

①換気の悪い密閉空間



②多数が集まる密集場所



③間近で会話や発声をする密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



Ⅱ 事前準備

1 専用スペースの確保【施設管理者】

平時から施設管理者は、一般の避難者が滞在する体育館や教室等とは別に、新型コロナ感染者及び発熱等により新型コロナの感染の疑いのある者（以下「感染者等」という。）などの避難者の専用スペースを設定してください。

- ① 専用スペースは、学校施設にある教室や多目的室などを活用します。避難所が学校施設以外の場合は、会議室等を活用します。
- ② PCR検査で陽性と判定された者や、発熱等により感染の疑いがある者、濃厚接触者など（以下「感染者等」という。）により、4つのケースを想定し、それぞれの専用スペースを確保します。以下、便宜上、4つのスペースの名称を次のとおりとします。

名称	対象者
専用A	新型コロナ感染症の患者（PCR検査陽性等）
専用B	・健康観察期間中の濃厚接触者で37.5℃以上の発熱または咳や息苦しさを有する者 ・発症前14日以内に海外渡航歴があり、37.5℃以上の発熱または咳や息苦しさを有する者
専用C	健康観察期間中の濃厚接触者（発熱等の症状が無い者）
専用D	濃厚接触者以外で発熱等の症状を有する者
一般	専用A～Dに該当しない者

専用B～Dのスペースについては、それぞれ部屋を男女別に確保することが望ましいですが、困難な場合は、一つの部屋をビニールシートやパーテーションで区切るなどの対応を行います。

- ③ トイレ・手洗い場も感染者等の専用とし、可能な限り一般の避難者と動線を分けるようにします。
- ④ 学校については、児童・生徒が在校している場合についても考慮し、専用スペースを設定します。
- ⑤ 可能なら、一般の避難者が滞在する体育館でも、「3密」状態を避けるため、避難者同士の距離を1～2m確保するよう設定し、スペースの不足が予想される場合には学校施設内にある教室等を活用します。

2 防災課への専用スペースの届出【施設管理者】

設定した専用スペースは、年1回、別紙1により防災課へ提出してください。

ただし、小中学校については、毎年6月頃に提出いただいている「避難所としての学校施設利用区分表」及び「学校施設利用配置図」に専用スペースを記載して、教育政策課に提出してください。

3 感染症対策物資の確保【施設管理者】【地域避難所参集指定職員】

別紙3により避難所運営従事者向けのマスク、消毒液、非接触型体温計、使い捨て手袋、

フェイスガードの備蓄場所（地域避難所防災倉庫など）・備蓄数を確認し、不足している場合には防災課に連絡し、必要数を補充します。

4 緊急時対応や連絡先の整理【施設管理者】【地域避難所参集指定職員】

発災時に、避難所内で感染の疑いのある避難者が発生した場合に備えて、緊急時の連絡先（保健所など）を整理しておきます。

5 新型コロナ感染症防止に関する避難行動の周知【防災課】

避難とは「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。避難所の3密（密閉、密集、密接）を防ぐため、区民に対し、避難所への避難だけではなく、避難行動には様々な種類があることを理解していただく必要があります。

避難所以外への避難の検討を進めていただくため、めぐろ区報や区ホームページ等を通じて、以下の点について区民の理解促進を図ります。

① 風水害時

台風等の風水害時には、区からの避難情報等を確認の上、避難します。特に、高齢者等避難に時間がかかるかた、またはこのようなかたと一緒に避難するかたは、自らの避難行動について、早めに検討します。

（避難方法に関する検討事項）

- ・ ご自宅の場所のハザードマップ（水害・土砂災害）を確認し、浸水又は土砂災害の危険のおそれがない場所に居住しているかたは、ご自宅に留まり安全を確保することも可能です。
- ・ 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に居住しているかたは、区からの避難情報等に基づき、避難所などの安全な場所に避難をしてください。なお、避難情報の発令前に安全な場所にある親戚や知人宅に避難する際は、避難先での新型コロナの感染リスクに十分配慮することが必要です。
- ・ 豪雨等により、屋外避難が危険な場合は、ご自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに頑丈な集合住宅の上層階等の安全な場所があればそこに移動したりするなど、命を守るための最善の行動をとります。

② 震災時

大規模な震災時には、避難生活が長期化することが予想されます。

避難生活での環境変化による体調不良を起こすこともあります。また、密集を回避する点からも、自宅で居住継続が可能な場合は、「在宅避難」を検討します。

そのため、日ごろ、家具の転倒・落下防止対策や、水や食料などの必要な物を備蓄（最低3日間）しておくことが重要です。

（避難所へ避難する際の備え）

- ・ 避難所に人が多く集まることで、新型コロナの感染が拡大するリスクがあります。そのため、避難所に避難する際にはマスクを着用する等、感染リスクに十分配慮します。
- ・ また、避難所内での接触機会を減らすため、体温計・消毒液等の衛生品やタオル・歯ブラシ等の清潔品、水・食料など必要な物は、各自であらかじめ確保した上で避難します。

Ⅲ 災害時の対応

以下の手順等に基づき、避難所運営従事者は新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所対応を行ってください。

1 感染症予防用の物資の準備

防災倉庫等から、別紙3により新型コロナウイルス感染症対策用の物品を取り出してください。

- ① マスク、使い捨て手袋
- ② フェイスガード
- ③ アルコール消毒液
- ④ 非接触型体温計
- ⑤ 感染者対応用様式類
- ⑥ ポリシート
- ⑦ 案内表示物（含手指衛生、咳エチケットのポスター等）

※筆記用具など、通常の避難所運営設営で使用するものは記載していません。

2 避難所運営従事者の安全対策

次のとおり、感染症予防を行ってください。

- ① マスク、使い捨て手袋を着用し、新型コロナウイルスの感染予防を行います。
※専用スペース（A～D）の従事者は、フェイスガードも装着します。
- ② 手洗いをこまめに行い、適宜アルコール消毒液で手指消毒を行います。
- ③ 定期的に検温を行い、また、自身の体調変化に注意します。
- ④ 発熱、咳等の症状がある場合は、ただちに業務を中断し受診するか、電話で感染症対策担当課または新型コロナ受診相談窓口（夜間及び土・日・祝日）に相談します。（巡回の保健師は状況により災害発生 72 時間以降に始動を予定。）

3 役割分担

避難所運営従事者で話し合い、次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策の役割分担をしてください。

	役割	人数	内容
①	専用スペース設営 （主に開設時）	複数人	専用スペースの整備（片付け、仕切り等）、案内や動線の表示
②	受付	6	避難者の検温、健康状態の聞き取り、受付 （検温・一般受付・感染者等受付の3か所×2人）
③	誘導	2	避難者の案内、誘導
④	物資	2	マスク、消毒液等の準備、配置、補充
⑤	感染者等の対応	2	感染者等の相談、要望等の聞き取り
⑥	情報収集、連絡	1	感染者等の状況把握、災対本部への連絡等

※ 人数はあくまで目安です。役割も、避難所の状況に応じて追加・変更してください。

4 避難所における感染症対策

(1) 専用スペースの設営

災害対策本部からの指示を受け避難所を開設する場合は、事前に設定している感染者等の専用スペースを、以下の要領で設営してください。

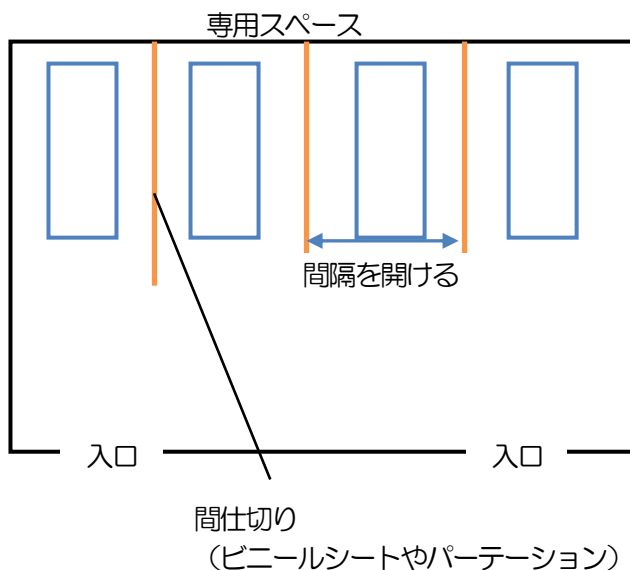
- ① 感染者等の専用スペースとなる室内の物品等を片付けます。
- ② 感染者等が複数いる場合は、できるだけ室内を仕切り、個室の状況にするのが望ましく、仕切りは、パーティション、カーテンや防災倉庫に備蓄しているブルーシートなどを利用します。

《専用スペースと対象者》

名称	対象者
専用A	新型コロナ感染症の患者（PCR検査陽性等）
専用B	・健康観察期間中の濃厚接触者で37.5℃以上の発熱または咳や息苦しさを有する者 ・発症前14日以内に海外渡航歴があり、37.5℃以上の発熱または咳や息苦しさを有する者
専用C	健康観察期間中の濃厚接触者（発熱等の症状が無い者）
専用D	濃厚接触者以外で発熱等の症状を有する者
一般	専用A～Dに該当しない者

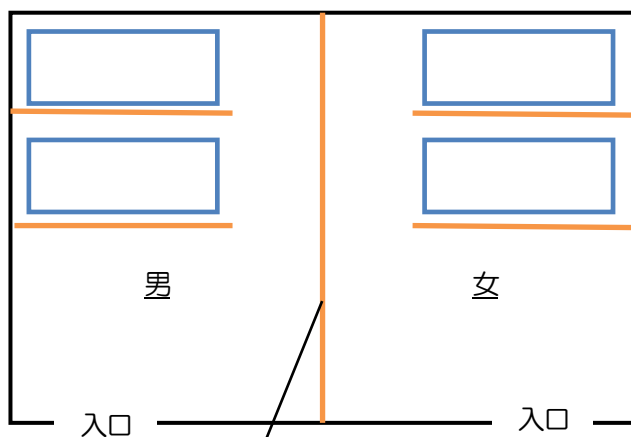
- ③ 専用B～Dのスペースについては、それぞれ部屋を男女別に確保することが望ましいですが、困難な場合は、ビニールシートやパーティションで区切り、可能な限り要配慮者や妊婦と離れた位置での対応を行います。
また、感染者数の拡大に備えて、予備の専用スペースについても選定しておきます。

例) 感染者等が複数いる場合



注意！
外気との換気に、
特に配慮してください。

例) 男女別に部屋を確保できない場合



この間仕切りは、
ブルーシート等の透けないもの

注意！

外気との換気に、
特に配慮してください。

※ 間仕切りなどの方法は、各施設の状況に応じて実施してください。

- ④ 一般避難者との接触を避けるため、ロープ等で立入制限区域の表示を行います。
- ⑤ アルコール消毒液（設置場所はP. 10参照）、ゴミ袋、相談シートなどを用意します。なお、ゴミ袋には、専用スペース分であることがわかるようマジックで明記します。

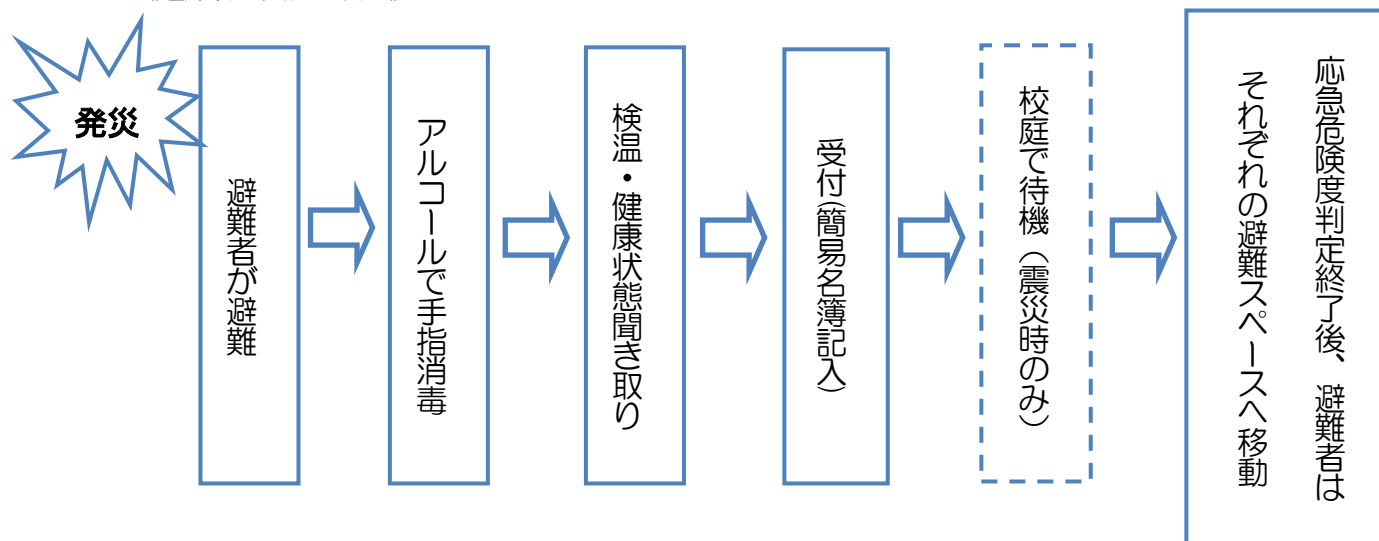
（留意事項）

- ・ 震災時、地域避難所での専用スペースの設営は、建物応急危険度判定終了後になります。

（2）受付・誘導

避難所に避難者が来たら、避難所運営従事者は、避難者全員の検温、健康状態の聞き取りを行った後それぞれの受付を行ってください。

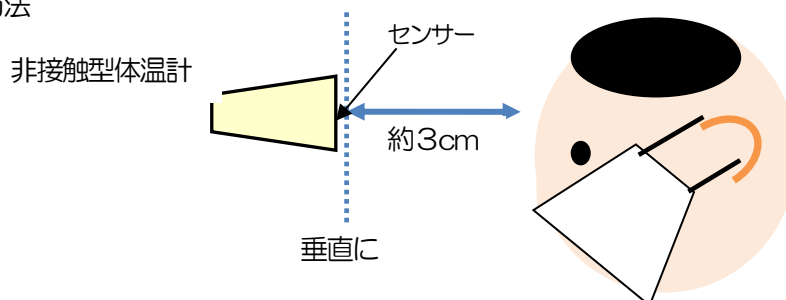
《避難者の受付の流れ》



【検温・聞き取り】

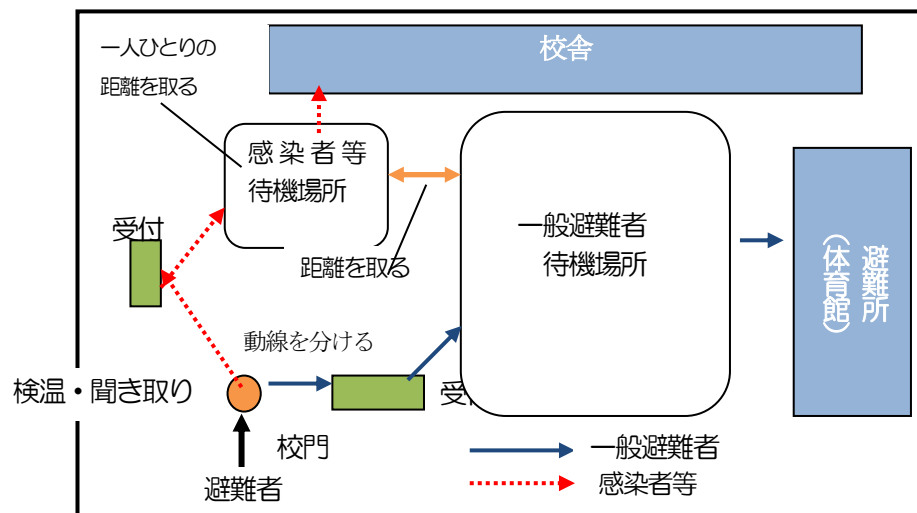
- ① 一般避難者受付と感染者等受付を準備します。その際、一般避難者と感染者等の動線が交わらないようにします。新型コロナウイルスの患者や疑いのある人も、一旦は避難所に受け入れてください。（必要に応じて移送します。）
- ② 防災倉庫から、マスク、アルコール消毒液、非接触型体温計、健康状態の聞き取りフローチャート（別紙２）、文房具類を取り出します。
- ③ 非接触型体温計の電源を入れ、体温計が正常に作動するか確認します。
- ④ アルコール消毒液を、検温場所に設置します。
- ⑤ 避難者に１～２ｍの間隔を開けさせて、１列に並べます。
- ⑥ 避難者に、アルコール消毒液で手指消毒させます。
- ⑦ 非接触型体温計で、体温計の測定センサー部分を額と垂直にし、額から約３センチメートル離して計測します。計測の際は、避難者と距離を保つようにします。

◎検温の方法



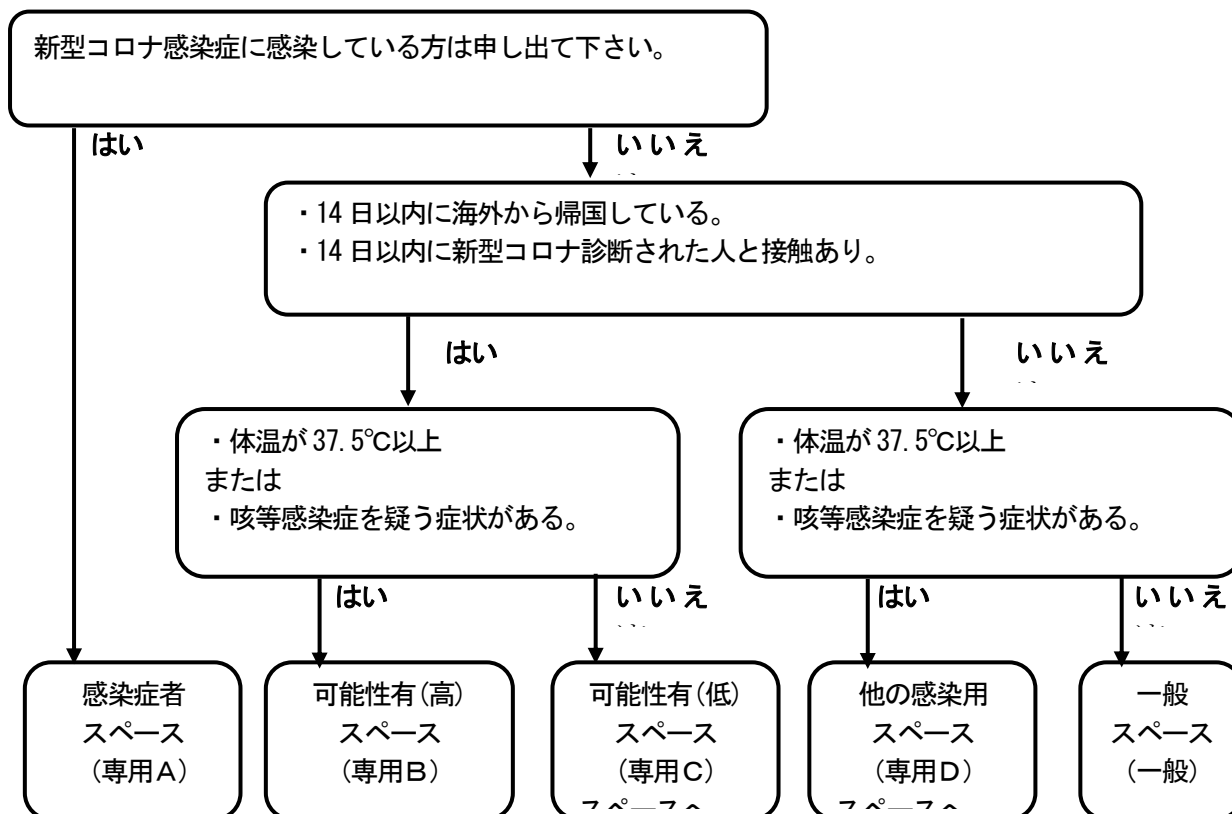
- ⑧ 検温と合わせて、新型コロナ感染の有無や咳などの症状が無いか聞き取りを行い、フローチャートにより、受付に誘導します。

例) 震災時の学校での受付



※ 風水害時は、検温・聞き取り場所を、雨風がしのげる場所で行い、後の流れは震災時と共通です。

《検温時のフローチャート》



【受付・誘導】

- ① 避難者に1～2mの間隔を開けさせて、1列に並べます。1台の記載台で、一度に2人以上記載させる場合は、隣と1m以上の間隔を開けるようにします。
- ② 受付時、避難者に手指消毒をさせ、マスクを着用していない避難者には着用するよう促し、マスクを持っていない場合はマスクを渡し着用させます。
- ③ 新型コロナ感染症予防について説明します。(※チラシ作成予定)
- ④ 受付後、一般避難者は体育館等の施設に、感染者等は専用スペースに案内します。
- ⑤ A・B等の対象が来所した場合はP15 感染症対策課または新型コロナ受診相談窓口(夜間及び土・日・祝)に連絡する。

(留意事項)

震災時、地域避難所では、建物応急危険度判定が終了するまで校庭で待機します。その場合、一般避難者と感染者等は別々に距離を取って待機させるようにします。

(3) 避難所内の感染症対策

避難者と避難所運営従事者への新型コロナ感染症の伝播を予防するため、次の対策を行ってください。

ア 衛生環境の維持

- ① 手指消毒用のアルコール消毒液を、次の場所などに設置します。
 - ・体育館等避難所（入口、避難所内複数箇所）
 - ・受付場所
 - ・トイレの出入口
 - ・物資配給場所
 - ・その他必要な場所
- ② 避難所内の通気性を保つため、窓を開け、換気を行います

《換気が重要です！》必ず災害が起こる前に検討してください。

- ・避難所内では密閉を避け、常時、窓などを開け外気を取り入れるようにしてください。
- ・寒さで常時窓の開放が困難な場合でも、1時間に2回程度換気を行ってください。
- ・夏季や冬季で窓を閉めてエアコンを使用する場合でも、1時間に2回程度、窓を開けて換気をしてください。また、エアコンは外気を取り入れる設定にしてください（機種によります）。
- ・台風などの風水害時は、風雨の影響が少ない窓を探して開けるなど、できる限り外気を取り入れるよう努めてください。
- ・地域避難所では大型扇風機が2台配備されていますので、避難所内に配置し、取り入れた外気を循環させることなどに活用してください。

- ③ 避難所内の物品及び施設等は、定期的に、または目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。
- ④ 嘔吐物などの清掃は、嘔吐物を取り除いた後、消毒液（家庭用漂白剤 濃度 0.1%）を浸み込ませたペーパータオル類で拭きます。
- ⑤ 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分けます。

イ 感染予防

- ① 各避難者（家族の場合は家族単位）には、できるだけ距離を開けて過ごすとともに、避難者同士の交流は極力避けるよう伝えます。
- ② 避難者に対し、1日1回、検温及び健康状態の聞き取りを行います。
- ③ 一般避難者と専用スペースの避難者同士が接触しないように、避難所内でのエリアを明確にし、また動線も交わらないようにします。
- ④ 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）に、マスクの着用、手指衛生、咳エチケットのポスター等を掲示します。また、感染予防について、定期的にアナウンスし注意喚起します。

《アナウンスの例》

『こちらは避難所運営本部です。新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用、こまめな手洗い、咳エチケットの徹底をお願いします。』

『1時間に2回程度、換気しましょう。』

- ⑤ 避難者には、「3密」回避等の感染症予防と、発熱等の症状が出たらすみやかに避難所運営従事者に申し出るようアナウンスをします。
- ⑥ マスクを着用していない避難者には着用するよう声をかけ、マスクが無い避難者にはマスクを渡し着用させます。
(避難所運営従事者分のマスクは、避難者分とは別にして必ず確保しておきます)。
- ⑦ 新型コロナ感染者が使用したトイレのドアノブ、ペーパーホルダー、水洗レバー、便器フタ及び便座等については、消毒液(家庭用漂白剤 濃度 0.1%)を浸み込ませたペーパータオル類で拭きます。

ウ 一般避難者が発熱等の症状を発した場合

- ① 一般避難者が、発熱、咳、息苦しさ(呼吸困難の場合は救急車を呼びます。)、強いだるさ(倦怠感)などの症状を訴えた場合は、隔離し(専用Dなどへ移動)、電話で感染症対策担当課または新型コロナ受診相談窓口(夜間及び土・日・祝日)に相談します。
- ② 避難者全員の検温及び健康状態の聞き取りを行い、ほかに症状を発している者がいないか確認します。検温等により、症状が確認された避難者は①と同様に取り扱うものとします。
- ③ 症状を発した避難者の居住スペースや避難所内の物品等については、消毒液(アルコール消毒液または家庭用漂白剤 濃度 0.05%)を浸み込ませたペーパータオル類で拭きます。

エ ゴミの処理

- ① 避難所内の良好な衛生環境を保つため、ゴミはあふれさせないように避難者に周知します。
- ② ゴミ袋からこぼれたゴミは、感染予防のため素手では拾わず、清掃用具などを使用します。
- ③ 廃棄の際はゴミ袋の口をしっかりと閉じ、あらかじめ決められたゴミ集積場所に、感染者等の専用スペースから出たゴミ袋(表示がある)と分けて置きます。

オ 避難所内の禁止行為

避難者が次の行為を行っている場合は、直ちにやめるよう注意してください。

- ① 息が上がるような運動
- ② 大声を出す、歌う
- ③ マスク未着用での会話

※特に食事中はマスクを外すため、会話を控えるよう避難者に周知してください。

(4) 物資配給

給食や生活用品等の物資配給では、新型コロナ感染者等、避難所の一般避難者、在宅避難者の3つのケースを想定して対策を行います。

従事者は、手洗い、手指消毒のうえ、マスク、使い捨て手袋、フェイスガードを必ず着用してください。

ア 感染者等への配給

- ① 専用スペース出入口付近に机等で配給場所を設けます。
- ② 物資を渡す場合は、接触しないように配給場所に物資を置き、避難者に取りに来てもらうようにします。

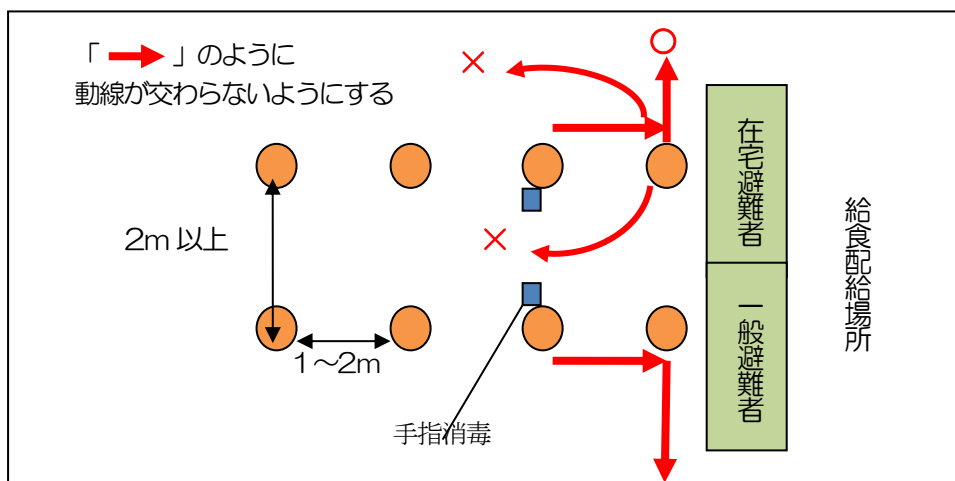
イ 一般避難者への物資配給

給食や日用品等の配給時は、密集状態にならないように以下の手順で配給します。

《給食》

- ① 給食担当者は、手指消毒のうえマスク、手袋を着用します。
- ② 配給場所となるテーブルなどは、消毒液（アルコール消毒液または家庭用漂白剤 濃度 0.05%）をペーパータオル類に浸み込ませて拭き、飛沫感染を避けるためビニールで仕切りを作ります。
- ③ ボランティアによる炊出しがある場合は、ボランティアの検温及び聞き取りを行い、手指消毒のうえマスク、手袋を着用させて従事させます。
- ④ 配給場所が密集しないように、避難者をいくつかのグループに分け、グループごとに時間差を置いて配給場所に案内するようにしてください。
- ⑤ 給食時、配給場所が密集しないよう、避難者に1～2mの間隔を開けさせて1列に並べるなど誘導を行います。
- ⑥ アルコール消毒液を用意し、並んでいる避難者にマスクを着用してもらい、給食を受け取る前に手指消毒を行わせます。
- ⑦ 給食を渡すときは、一度テーブルに置いてから避難者に受け取ってもらうなど、手渡しを避けるようにします。
- ⑧ 食物アレルギーを防ぐため、原材料の包装や献立表を掲示して正確な情報を提供します。
- ⑨ 感染者等が残した給食は他の残食と区別して、ゴミ袋に「感染対応」等として表示します。
- ⑩ 衛生管理として、生活衛生課と連携します。

例）給食配給時の動線



《生活用品等》

給食の対応を参考に、避難者同士の密集及び避難者への直接の手渡しを避けるようにします。

ウ 在宅避難者への配給

- ① 在宅避難者に、アルコール消毒液で手指消毒を行わせます。
- ② 受付で検温・健康状態の聞き取りを行い、問題が無ければ、配給場所を案内します。
- ③ 自宅療養中の新型コロナ感染者及びその同居の家族等の濃厚接触者、上記②により発熱等が確認された避難者（「在宅感染者等」）については、受付から離れた場所に待機させ、避難所運営従事者が必要な物資を配給場所で受け取り、玄関前や部屋の前に置いたものを取ってもらうなど、できるだけ対面しないよう工夫して避難者に渡します。

（5）感染者等の状況が悪化した場合

発熱等の症状者の体調が悪化した場合等（※）は、救急車を呼んでください。

※ 令和2年4月27日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点」より抜粋
少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談する（これらに該当しない場合の相談も可能）。

・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

・重症化しやすい方（*）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合（*）
高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）

（6）感染者等からの要望・相談

感染者等から、生活用品等の要望や避難生活における相談を受ける場合は、以下の手順にそって対応してください。

- ① 感染者等からの物資の要望は、相談シート（別紙4）に記載してもらい、封筒などを利用した回収袋に入れてもらうようにして、対面による聞き取りは行いません。
- ② 相談シートを回収し、必ずマスク・使い捨て手袋・フェイスガードを着用のうえ、内容を確認し対応します。
- ③ 生活用品等の物資の要望については、配給場所に要望の物資を置き、声をかけ受け取りに来てもらいます。
- ④ 医療・健康に関する相談などは、保健所に引き継ぎます。
- ⑤ 使用した相談シートは、ビニール袋に入れて保管します。なお、個人情報に関するものもあるので、保管場所の選定には注意します。

（7）情報収集・連絡

避難所内における新型コロナウイルス感染症に関する情報を集約し、災害対策本部や保健所に連絡し、指示を受けます。

5 避難所閉鎖

災害対策本部からの指示を受け避難所を閉鎖する場合は、次のとおり対応してください。

(1) 撤去作業

- ① 避難所の撤収作業を行う際は、マスク、手袋を着用します。
- ② 感染症者等が出したマスク等のゴミについては、他のゴミと区別がつくように、ゴミ袋に「感染対応」等の表示をします。
- ③ 施設の原状回復に当たっては、保健所と相談のうえ、避難所内の必要な個所及び感染症対応に使用した資機材の消毒を行います。

6 その他

(1) 支援団体等、来訪者の感染症対策について

災害時は、他の自治体職員、医療・福祉関係の災害時派遣職員、ボランティアなどが支援に来ます。また、マスコミの取材や避難者の身内が避難所に尋ねてくることもあります。

このような場合も、避難者の受付と同様に、手指消毒及びマスクを着用の上、検温、健康状態の聞き取りを行ってください。

(留意事項)

- ・ 避難所のマスクは、避難所運営従事者（応援職員も含む）及び避難者用ですので、来訪者には渡さないでください。
- ・ 来訪者が検温等で問題は無いもののマスクを用意できない場合は、避難所内には入れず訪問先の避難者を呼び出すなどで対応してください。
- ・ 来訪者が検温等で問題があった場合は、感染症対策担当課の指示を受けてください。

(2) 感染者の移送について

国の技術的助言には、「新型コロナウイルス感染症の場合は、軽傷者であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。」と明記していることから、感染者を避難所に長期にわたって避難させることは考えていません。このため、避難所から別の避難施設への移送について検討しています。今後、感染者の移送のめどが立ちましたら、本マニュアルに反映させていただきます。

7 連絡先一覧

名称	電話番号	備考
目黒区防災課（災対本部事務局）	5 7 2 3－8 7 0 0	避難所状況報告
〃（無線）	1 0 0	
〃（無線 F A X）	* 6 9 0 1	
目黒保健所感染症対策担当課	5 7 2 2－9 8 9 6	感染者に関する連絡・相談
〃（無線）	4 0 3	
新型コロナ受診相談窓口（都）	5 3 2 0－4 5 9 2	夜間及び土・日・祝日
教育委員会教育政策課	5 7 2 2－9 2 4 3	物資、情報の要請
〃（無線）	4 0 5	